

小規模企業者等事業継続緊急支援金給付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、原油や原材料の価格高騰、供給不安などにより市内に事業所を有する小規模企業者等の経営環境が厳しい状況にあることを踏まえ、その事業継続を支援するため、市内の小規模企業者等に対し、小規模企業者等事業継続緊急支援金（以下「支援金」という。）を給付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する事業者をいう。
- (2) 建設業 日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号。以下「産業分類」という。）に定める大分類のうちD建設業を主たる事業として営んでいるものをいう。
- (3) 製造業 産業分類に定める大分類のうちE製造業を主たる事業として営んでいるものをいう。
- (4) 普通公衆浴場 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条の規定に基づく許可を受けた施設であって、徳島県公衆浴場法施行条例（昭和60年徳島県条例第10号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。
- (5) クリーニング所 クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第2条第4項に規定するクリーニング所（洗濯物の受取及び引渡しのための営業所の施設を除く）をいう。

（給付対象者）

第3条 支援金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業者であること。
 - ア 市内に本社又は製造拠点を有する小規模企業者であって、支援金の申請日時点において、建設業又は製造業を営んでいる者
 - イ 市内に本社又は営業所等を有する者であって、支援金の申請日時点において、普通公衆浴場又はクリーニング所を営んでいる者

(2) 支援金の申請日以後も事業活動を継続する意思がある者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付対象者としてしない。

- (1) 代表者、役員又は使用人その他従業員若しくは構成員等が鳴門市暴力団排除条例（令和2年鳴門市条例第1号）第2条に規定する暴力団員に該当する者
- (2) 政治的活動又は宗教的活動を行う者
- (3) 支援金の趣旨に照らして適当ではないと市長が認める者

（支援金の額）

第4条 支援金の額は、1事業者当たり10万円とする。この場合において、給付対象者が複数の営業所等を有する場合であっても同額とする。

(申請期限)

第5条 支援金の申請期限は、令和8年12月28日までとする。

(給付申請)

第6条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前条に定める申請期限までに、小規模企業者等事業継続緊急支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し（法人の場合に限る）
- (2) 確定申告書の写し又は開業届出書の写し（個人事業主の場合に限る）
- (3) 許可証の写し（第2条第4号及び第5号に規定する業種の場合に限る）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる書類により難しい場合にあっては、その他市長が適当と認める書類をもってこれに代えることができる。

(支援金を給付する旨の決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、その内容を審査し、給付を決定したときは、小規模企業者等事業継続緊急支援金給付決定通知書（様式第2号）により、支援金を給付する旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による給付決定の日から30日以内に支援金を給付するものとする。

(支援金を給付しない旨の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により提出された申請書を審査した結果、支援金の給付が不適当であると決定したときは、小規模企業者等事業継続緊急支援金不給付決定通知書（様式第3号）により、支援金を給付しない旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び支援金の返還)

第9条 市長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定を取り消し、既に給付した支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の給付を受けたとき。
- (2) その他市長が支援金を給付することが適当でないと認めたとき。

(調査)

第10条 市長は、申請内容に疑義が生じたときは、現地調査等を行うことができる。

2 給付申請を行った者は、前項に規定する現地調査等に協力しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月29日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

小規模企業者等事業継続緊急支援金給付申請書兼請求書

年 月 日

(宛 先)
鳴 門 市 長

住 所
事業所の名称
代表者職氏名
発 行 責 任 者
担 当 者
連 絡 先

小規模企業者等事業継続緊急支援金の給付を受けたいので、下記の記載事項を誓約の上、小規模企業者等事業継続緊急支援金給付要綱第 6 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の概要（該当する項目にチェックしてください）

業種区分	☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 普通公衆浴場 ☐ クリーニング店		
事業内容	※建設業、製造業の場合に記入してください		
事業形態	☐ 法人 ☐ 個人	資本金	千円 ※法人の場合
従業員数	名（うちパート・アルバイト 名）		

2 給付申請額 1 0 0 , 0 0 0 円

3 振込先

金融機関名	1 銀行 2 金庫 5 農協 3 信組 6 漁連 4 信連 7 信漁連	支店名	
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義 (カタカナ記入)			

4 誓約事項

- (1) 申請日時点で営業しており、今後も事業を継続する意思を有していること。
- (2) 記載内容に関して、追加書類の提出及び説明の必要がある場合は、その求めに応じること。
- (3) 申請後に給付要件を満たしていないことが判明した場合又は不正受給が判明した場合は、支援金の返還等を行うこと。

5 関係書類

- (1) 定款の写し（法人の場合に限る）
- (2) 確定申告書の写し又は開業届出書の写し（個人事業主の場合に限る）
- (3) 許可証の写し（業種区分が普通公衆浴場及びクリーニング店の場合に限る）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

小規模企業者等事業継続緊急支援金給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模企業者等事業継続緊急支援金
について、下記のとおり給付を決定しましたので通知します。

記

1 名 称 小規模企業者等事業継続緊急支援金

2 給付決定額 円

以上

様式第3号（第8条関係）

鳴 第 号
年 月 日

様

鳴門市長

小規模企業者等事業継続緊急支援金不給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模企業者等事業継続緊急支援金
について、下記のとおり支援金を給付しないことを決定しましたので通知します。

記

1 不給付決定理由

以上